

○次のような悩みごと・困りごとはありませんか？

- 近隣との争いごと
- 子どもや高齢者の虐待
- 登記・戸籍・相続・扶養の問題
- 借地・借家の問題
- 押しつけやいやがらせ

- いじめや体罰
- 配偶者からの暴力
- 結婚・離婚の強要・妨害
- 名誉・信用を傷つけられたとき
など

こんなときは



人権イメージキャラクター
人KENあゆみちゃん

人権擁護委員や法務局に相談してみましよう！

人権擁護委員や法務局では、皆さんのお話を聞いてアドバイスをしたり、人権が侵害されているケースでは調査を行って人権侵害が解消されるよう対処します。

相談は無料です
秘密は守られます

毎週火曜日法務局で人権擁護委員が相談に応じます

法務局大曲支局 TEL 0187-63-2100
子どもの人権110番(秋田) TEL 0120-007-110
女性の人権ホットライン(秋田) TEL 0570-070-810
※ 法務局では平日(8:30~17:15)相談に応じています

人権擁護委員って？

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱され、各市町村で地域住民の人権が侵害されないよう常に注意を払い、もし人権が侵害されたときは、その相談を受けるとともに、被害救済のため適切な処置を採り、また講演会や街頭での啓発活動などを通じて、人権の大切さについて理解を深めてもらうための活動にも努めています。



人権イメージキャラクター
人KENまもるくん

《世界人権宣言60周年》
育てよう 一人一人の 人権意識
～思いやりの心・かけがえのない命を大切に～